

令和元年度第1回大阪府障がい者等の職場環境整備等支援組織認定等審議会 議事概要

日 時：令和元年5月13日（月）午後5時30分から

場 所：国民會館武藤記念ホール小ホール

1. 出席者

小野 順子委員、小野 達也委員、神原 文子委員、岸 道雄委員、潮谷 光人委員、福原 宏幸委員
※五十音順

2. 会長の選出について

委員互選（審議会規則第4条第1項）の結果、小野達也委員を会長に選出。

3. 会議の公開について

本日の会議を公開とする。

4. 大阪府障がい者等の職場環境整備等支援組織認定基準について

（委員）

日本のひとり親の方々は、働ける方は働いており、就労率は80%を超えていておそらく85%ぐらい。今回の審議会が目差す就労支援は、単に雇用環境の整備だけでなく、雇用の労働条件、生活ができる賃金が保障されることも含めて、雇用環境と理解すればよいか。

（事務局）

その通り。就職困難者ごとに必要な支援は異なってくるのではないかと考えている。環境整備の内容は、それぞれの審査の認定基準等を審議いただく中で、協議をしていただきたい。

（委員）

JVを組んだときの資格要件について。大阪府内に本部がある団体で、JVの中の一つに府外で活動している団体があつていいのかなど、要件の考え方はどうか。

（事務局）

大阪の中で、障がい者等をしっかり支援する、就職した後の定着支援を充実させていきたいという意図で条例を制定しており、職場環境整備等支援組織となる方々も、まずは大阪府域内でしっかり育ててもらいたいという前提。基本的には、大阪府内の事業体でJVを組んでもらいたい。今回取り組んでいこうとしている条例の中身自体が、全国初の取組みであり、非常にチャレンジ性の高い取組み。ただ、その要件が厳しすぎて大阪では見つからないということであれば、今後、基準の見直し等はあると思う。

（委員）

一の団体で資格要件を満たすというのは、なかなか難しいと思う。事業体、連合体で応募するというのが現実的だと考えるが、大阪府からチームを組むことによって申請できるというようなアナウンスをしていただくなど、それぞれ地域で頑張っている団体が、大阪府全体をフィールドとして活動できるような団体になっていただいた上で、この認定を受けていただくことがいいと思う。

(委員)

職場環境整備等組織として認定を受けられた組織にとって、認定を受けることはどんなメリットがあるのか。

(事務局)

3点ある。1点目は、審議会を経た上でその意見を踏まえて、大阪府知事が認定するので、支援機関としての信頼性が高まるということ。2点目は、大阪府の公共調達において、支援組織に相談している事業主が応募しようとした際に加点をするという仕組みを作ろうとしており、加点される事業主及び障がい者をはじめとした就職困難者の方々への支援ができるような機会が得られること。3点目は、公共調達とは別に、民間企業が障がい者を雇い入れる際の支援に悩むといった場合、この支援組織が相談先の1つにあがると思われ、民々の契約で障がい者の就労・定着に関するビジネスにも影響があること。

(委員)

今ご説明いただいた支援組織のメリットが、募集の時に見える化されないと、動機付けになりにくい。

(委員)

所在地要件で、「法人本部、本社所在地」と記載があるが、法人格のあるところだけを限定しているわけではないという理解か。

(事務局)

条例上、「法人その他の団体」となっており、法人格を有するものだけに限定していない。

(委員)

認定基準のうち「先駆的な取組み」等は、判断が難しい。できるだけ客観的な基準に基づいて主観を排除しなければ、評価を受ける立場からすると「なぜこの点数になったのか」という疑義が残る。客観的な評価基準を工夫することが非常に大事と考える。

(事務局)

先駆的な取組みというところは、府が知り得ないような工夫をやっているところもあると思う。また、先駆性も時代によって変わるので、こういう工夫をしていたらと決めるのが難しい。何もやっていなければ0点になるが、何らか職場定着に関する取組みをやっていれば1点、それが内容的にも質量的にもかなり有効であると考えられるなら2点、全国的に見ても聞いたこともないような類まれなる取組みなら3点といったような書き方はできるかもしれない。

(委員)

理解した。それぞれが採点して平均点を採るというやり方であれば良いと思う。事例が積み重なる中で、こういったものであれば1点、と今後基準を示していければいい。

(委員)

「先駆的な取組み」について、就労定着支援に限定して先駆的な取組みとすべきなのか少し気になっている。職域開拓というキーワードが出ているが、この活動において重要なのは、就職困難になっている障がい者のニーズを確認していくという機能、就職先というものを新しく見つけていくということと、定着という3段階あり、先駆的な活動というのがそれぞれの中にあるのではないかと思う。定着というところだけで評価するのではなく、広げてもいいのではないかと思う。

(事務局)

きちんと就職していただくだけでなく、その先はずっと定着して幸せに働き続けられるというところに主眼を置いて、支援組織を創設するという考えになった。就労のところと職場定着のところでは、職場定着を重視したいので、

その配点を2倍にすると考えていただきたい。マッチングのところは、就職率25%から30%を達成していたら、かなりやってくれているところだろうと思っており、そこに含まれている。さらに、数字として表れにくいものは、一番下の「行政の福祉化」を踏まえた取組み等のところでアピールしていただきたいと考えている。

(委員)

点数は公開する予定か。

(事務局)

大阪府のプロポーザルの公募では、最高点を公表しているの、委員のご了承をいただければ、何点で認定ということは公表になると考えている。

(委員)

認定要件の資格要件のうち、「大阪府内に本社」や、訓練から職場定着支援まで一貫して支援をしていることというのは、客観的に分かると思うが、「府域全体で活動を行う体制や能力を有していると認められる」という部分については、府内市町村の何%以上のところで実績があるということを基準にするのかなど、もう少し具体的な基準が必要ではないか。

(事務局)

申請様式の第1号で、府域全体での活動を自由に記載していただくところがあるので、そこを見て判断する。大阪を6から8ブロックに分けて、3つ以上またいで活動したことがあるという実績があればよいとするのか、過去に半数の地域で活動実績があればよいとするのかなど、何を基準にするのか難しいところ。先生方のご意見をいただきたい。

(委員)

特定地域だけの活動実績があるところが、府域全体でやる力があるかどうかという場合は判断になってくる。活動実績ということなのであれば過去のことは明確に出てくるので、まずこれでスタートして、それでは有力なところを排除してしまうことになるのであれば、考え直すということもあり得るのではないか。

(事務局)

提案していただくときに、所在している地域以外にニーズがあった際に、こういう協力体制が組めるということや、実績がなくてもこの事業所と連携した実績があることを示していただければ、広域で活動できる可能性として判断できると考えている。

(委員)

少なくとも複数支援組織が立ち上がる必要があると思う。認定を受けることができなかったところにも、どの部分で評価が低かったということを提示して、事業者として工夫したり、努力をしていただくと、今度認定になり得ますよということをお示しすることで、認定を受けようとしている組織が育っていくのではないかと思う。

(事務局)

認定を得られなかった事業者については、「どの項目が何点でどこが足りなかったの、また、次回お願いします」という形で開示をさせていただく予定。

(委員)

支援についてノウハウを持っているのは、障がい者就業・生活支援センターや、就労継続支援A型、B型、就労移行支援事業所をやっている所だと思っている。支援をしている団体が、このように事業主に対する支援

も行う団体として、少し形を変えて申請してくるというイメージか。それとも全く新しいところを想定しているのか。

(事務局)

今、支援をされているところで、そこが事業主の支援や当事者の支援も含めて、職場環境を整えていただくというような想定をしている。

(委員)

募集要項はないのか。

例えば、支援機関とのネットワーク構築とあるが、応募するところ自体が支援機関であり、ネットワークを組んでいないので、資格要件を満たさないと誤解を与える恐れもある。応募する方が分かるような記載にする必要がある。また、JV、連合で良いということを分かりやすくする必要がある。

(事務局)

募集要項は準備中。核となる部分は本日お諮りしている認定基準や申請書の様式であり、募集要項には、認定基準案のほか、募集期間や募集方法、申請書の提出先など形式的なことを記載する予定。

(委員)

事務局には鋭意、書類作成をお願いしたい。最初でつまずきたくないで、各委員に丁寧に見ていただきたい。